

平成21年(行ウ)第2号 損害賠償請求訴訟(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

和泉市長 他1名

## 原告 第4準備書面

平成21年11月5日

大阪地方裁判所 第7民事部合3B 係御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告らは、自治体への返還金は当然自治体に返還されるべきものであり、且つ不当に低く抑えられたものであり、他の債権に充当されるべきものではないと主張し、更にその返還金には別訴で不当利得が認定された当時の補給金が含まれていない(含まれているとしても極めて僅かである)事を述べ、本件訴訟の争点である自治体への返還金(清算金)が、別事件の不当利得返還請求権の弁済を含むものか否かについて明らかにする。

### 1 返還の原資となった流動資産の性格について

互助会が退会給付金制度廃止時に保有していた流動資産は、将来の退会給付金の支出に備えて保有していたものである。決算資料(甲第13号証)に責任準備金と表記されていること及び互助会の理事・運営協議会委員合同協議会資料(平成17年10月19日)(甲第6号証その2)の退会給付金制度廃止に伴う清算方式についての資料において、「現行制度下での「給付支払い義務総額は」は約1700億円となり、一人当たり平均支給総額は約300万円となる。一方、「積立資産総額」は約700億円(貸付金190億円を含む)となり、支払い義務総額に対する積立資産

保有率は約40%である。」とあることから明らかである。

## 2 互助会の返還義務について

従って、退会給付金制度を廃止した結果、互助会はこの資産を保有する法律上の原因が無くなったから、これを自治体及び会員へ返還する義務を負う。(平成20年(行コ)第26号 平成20年10月30日判決 大阪高等裁判所判決(甲第12号証P29)も同旨)

従って自治体に返還した100億円は、互助会が任意に返還するような性格のものではない。

又和泉市と互助会間には委託契約が結ばれており(甲第4号証)、互助会は和泉市よりの補給金を原資として、互助会の定款及び諸規定の定めるところにより事業を行うと定められている。委託当時(平成13年4月)退会給付金制度はこの事業として含まれている。(甲第5号証)

退会給付金制度はその制度の性格上、長期にわたっての補給金や会員の掛金の積み上げで成り立つものであり、その制度を前提として和泉市は補給金を支出していたから、互助会がこの制度を廃止したことにより、和泉市は互助会に対し債務不履行による損害賠償を請求する権利を有する。その履行として互助会からの返還金(清算金)を受領したと解すべきである。

## 3 流動資産(返還金)の構成(補給金と会費の構成割合)について

流動資産が会員の掛金及び自治体の補給金から積み立てられたものであることは明らかであるが、その構成割合について検討する。その理由は構成如何によって返還金の会員及び自治体への返還割合が決定されるからである。

### 考え方1

互助会は原則として会費は退会給付金に補給金はその他の給付等に充当する考えがあった。その根拠は

- ①互助会のしおりの会費及び補給金についてのイラストで、原則として会費は退会給付金等に、補給金はその他の給付事業や事務費等に充当するとしている。こ

これは地公法 42 条の福利厚生事業にあたらぬ退会給付金は自らの会費で、その他給付事業は福利厚生事業に該当し本来自治体を実施しなければならない事業であるから補給金を充てるとの認識に基づいているものと解せられる。(甲第15号証)

②大阪高裁の判決文の別紙に個人の会費と利息の累計が定年退職時頃には拮抗する表があり(吹田市の提供と思われる)、勤続年数がながくなれば退会給付金は会費で賄えると当時は考えていたものと思われる。(甲第16号証)

③退会餞別金(退会給付金)等給付明細(一時所得申告用)に給付額と同時に必要経費が記されているが、この必要経費は会費の累計であり、その点からしても会費の全額が退会給付金に充てられていることを示す。(甲第17号証)

である。

ところで、会費とその利息の総計と退会給付金の総計を比較すると、退会給付金が上回っており、会費は全て退会給付金に充当されていることが判る。そうすると返還金の原資は全て補給金となる。(甲第18号証)

#### 考え方2

補給金及び会費をいかなる支出に充てる事を定款や規則で定め得ておらず、決算でも別会計としていないから、それぞれの充当関係は不明であり、そうすると補給金と掛け金は各支出にそれぞれの比率で充当されたと考えざるを得ない。

一方、流動資産(返還金)700億円は一般経理340億円、生業経理360億円で構成されており(甲第21号証)、昭和54年4月以降の一般経理の会費と補給金の割合は大凡1:2であり、それ以前の生業経理のそれは1:4である。(甲第19号証)

これを合わせると700億円の原資は補給金が514億円、会費が186億円となる。

#### 4 会員への清算金について

会員に対する返還(清算)は互助会によると会員清算金の名称を使っているものの、退会時に支給する給付金として清算金特例算定表に従い退会給付金に代えて支給したとしている。(甲第14号証) これは退会給付金制度の廃止に伴い従来の退会時に給付したものを一気に清算的に在会会員に給付するもので、退会給付金と同視できるものである。

退会給付金は実質的な退職金であり、自治体の補給金が原資となっている分は給与条例主義に反し違法との判断が、互助会に関する多くの訴訟で示されている。そうすると今回の給付金は実質的に退職金の前払いであるから、これに自治体からの補給金が原資となっている部分があるとそれは違法のそしりを免れない。

今回会員に給付した600億円のうち会員の掛金で構成されている流動資産は、考え方1をとれば0、考え方2をとっても186億円に過ぎない。これを超えるものは自治体からの補給金を原資としたものと考えられる。すなわち今回の給付金の中に多額の自治体からの補給金が含まれていることになり、今回の会員への給付金は地公法 42 条の厚生制度とは何ら関係なく、実質退職金の前払いであり、自治体からの補給金を原資とする部分は給与条例主義に違反する。

又互助会は今回支給した給付金は会員の掛金相当分と主張しているが、会員の掛金は退会給付金以外の一般給付や互助会の運営費更に既に退職した職員への退会給付金に費消されており、会員掛金相当分を給付金とする合理的理由は無い。

以上のように今回の返還のスキームは本件訴訟でその違法性を争うものではないが到底合理的なものではなく、自治体への返還が不当に低く抑えられたもので、況やこれを他の債権の弁済に充当すべきものではない。

#### 5 被告の返還金と不当利得返還請求権は同一の債権であるとの主張について

一方被告はこの返還金(清算金)の中に、別訴で認められた和泉市の互助会への不当利得返還請求権の弁済が含まれると主張する。その根拠を要約すれば次の2点と考えられる。

①返還金も不当利得もそれを構成するのはいずれも自治体からの補給金であり、実質は同一の債権である。

②自治体が互助会からの返還金を受領するにあたって、自治体と互助会間に返還金を不当利得返還請求の弁済に充当する旨の合意があった。

まず①の点について検討すると、

被告の主張は要約すれば、別訴の不当利得返還請求権の対象となった平成 16 年当時の補給金は、互助会からの返還金の中にその全額が含まれるからそれらは同一の債権であり、弁済の充当に合意したとしても返還金の請求権の債権に未受領

分が発生することはあり得ないとの主張と解せられる。

従って問題は返還金の中に不当利得返還請求権が認められた平成 16 年当時の補給金が完全に含まれるか否かである。確かに返還金の原資は自治体からの補給金であり、不当利得の原因も自治体からの補給金である事は認める。ところが不当利得が認められた補給金(補給金の 7 割)は別訴で認定された平成 16 年当時に関するものである。当時の互助会の収支は収入に対し支出が大幅に上回り、その補填に退会給付金の支給のために積み立てられた責任準備金(流動資産)を取り崩す状況にあった。その額は平成 16 年度決算では優に 73 億円にものぼっている。(甲第 13 号証)

このような責任準備金を取り崩す事態は平成 10 年度頃から継続しており、返還金の原資となった責任準備金(流動資産)の積立は不当利得返還訴訟とは無関係の平成 10 年以前に行われたものである。(甲第 11 号証)

即ち不当利得を構成する平成 16 年度の補給金は当時の事業支出に全て費消されつくされ、返還金の原資にあたる流動資産の一部を構成するような状況には無かったから、返還金には不当利得が認定された補給金は含まれていなかった訳で、返還金と不当利得を構成する補給金が重なっているとの主張は失当である。

又このような当時の収支の状況を勘案しなくとも、退会給付金の支出に備えた責任準備金(今回の返還対象の財源)は制度発足の昭和 55 年から長年にわたって補給金と会費から積み立てたものであり、別訴当時の平成 16 年度の補給金はその一部(5%程度\*)を構成するに過ぎず、返還金の請求権が不当利得返還請求権と重なっているとしてもそれは極めて限られたもので、全体としてはそれらが重なっているとは到底解せない。

\*制度発足から制度廃止までの補給金累計は 1727 億 59 百万円、H16 年度と H17 年度の補給金の合計は 98 億 69 百万円でその比率は 5.7% である。(甲第 18 号証)(制度発足から H9 年度まで甲第 7 号証その 2 から、H10 年度から H17 年度まで甲第 11 号証より)

被告は返還金が直近の補給金(その 7 割)から順次構成されているかのような主張をするが、既に述べたように直近の補給金は全て当該期間に費消され、返還金を構成する余地は無く、又そのような事情を考慮しなくても返還金は過去の全ての期間の補給金から平等に(補給金の比率で)構成されると解すべきで、被告の主張は

何ら根拠の無いものである。

次に②について検討すると、

前出の大阪高裁判決(平成20年(行コ)第26号 平成20年10月30日判決(甲第12号証 P29))をはじめ、互助会に関する全ての裁判で「返還金の受領にあたって互助会と自治体間で返還金に不当利得返還請求権の弁済を含む合意があった」とは認定していない。和泉市においても返還金は退会給付金制度廃止に伴う清算金と認識しており、市と互助会間で返還金を受領するにあたって文書や覚え書きのようなものは存在しないと議会で答弁している。(甲第20号証)

## 6 まとめ

互助会が保有する退会給付金制度廃止に伴いその給付に備え積み立てられた流動資産は、これを保有する法律上の原因を喪失したため、互助会はこれを自治体に返還する義務が発生した。これを和泉市から見ると、退会給付金制度の廃止は和泉市と互助会で交わした委託契約の内、退会給付金に関する部分で和泉市は互助会に対し債務不履行に伴う損害賠償請求権を有したことになる。

互助会は会員の掛金相当分として退会給付金に代わるものとして給付金として一括給付した。この給付金は地公法42条の厚生事業となんら関係なく、実質退職金の前払いであり、給付金の中に含まれる自治体からの補給金を原資とする部分は給与条例主義に反するものであり、結果的に自治体には不当に低く押さえられた返還しかなされなかったものである。

自治体への返還額は本来返還されるべきものから遙かに低額であり、よってこの返還金は他の債権に充当すべき性格のものではない。

返還金を受領する権利は、退会給付金の支給に備えて積み立てた流動資産が制度廃止に伴いこれを保有する法律上の権利を喪失したためこれを自治体及び会員へ返還する義務が生じたためであり、別訴で認められた不当利得返還請求権は補給金の使途が給与条例主義反するとして認められた請求権であり、それらは本質的に異なる物である。従って被告の返還金を受領する権利と別訴で認められた不当利得返還請求権が同一の債権であるとの主張は失当である。

更に、不当利得が認められた当時の互助会の収支の状況即ち補給金と会員から

の会費は全て退会給付金等の事業支出に費消され、それでも大幅な赤字のため今回返還の財源となった流動資産(責任準備金)を取り崩さざるを得ない状況で、当時(平成 16 年度頃)の自治体からの補給金が流動資産に充当されるような状況ではなく、従って当時の補給金が返還金の一部を構成する事はない。又このような当時の収支の状況を勘案しなくとも、退会給付金の支出に備えた責任準備金(今回の返還対象の財源)は制度発足の昭和 55 年から長年にわたって補給金と会費から積み立てたものであり、別訴当時の平成 16 年度の補給金はその一部(5%程度)を構成するに過ぎず、その点からしても返還金の請求権が不当利得返還請求権と重なっているとは到底解せない。

これについては前述の高裁判決でもその29頁で「退会給付金制度が廃止された以上、既に受領した補給金の使い道が無くなり、不要となったため、互助会が保有する法律上の原因を欠くことになりこれを不当利得として清算する必要が生じたものであるから、上記清算金の返還をもって直ちに互助会の大東市に対する不当利得返還請求権に弁済充当する旨の合意があったと見ることは出来ない」と判示している。以上から、退会給付金の廃止に伴う自治体からの互助会の返還請求権と別訴で認められた不当利得返還請求権とは全く別の債権であると言える。

以上